
平成18年第4回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成18年12月19日(火)

1. 議事日程第5号

平成18年12月19日(火) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 第 2 討論
 - 第 3 採決
 - 第 4 玖珠町農業委員会委員の議会推薦について
 - 第 5 議員派遣について
 - 第 6 委員会の継続審査の付託について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 日程第 2 討論
 - 日程第 3 採決
 - 日程第 4 玖珠町農業委員会委員の議会推薦について
 - 日程第 5 議員派遣について
 - 日程第 6 委員会の継続審査の付託について
-

出席議員(18名)

1 番	宿 利 俊 行	2 番	清 藤 一 憲
3 番	松 本 義 臣	4 番	高 田 修 治
5 番	秦 時 雄	6 番	湯 浅 至
7 番	江 藤 徳 美	8 番	藤 野 修 二
9 番	藤 本 勝 美	10番	日 隈 久美男
11番	佐 藤 健次郎	12番	後 藤 勲
13番	穴 井 丈 洋	14番	神 田 義 彦

15番 安達宏彦

16番 片山博雅

17番 繁田弘司

19番 小野菊男

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 高倉益雄

議事係長 穴井陸明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 小林公明

助役 日隈紀生

教育長 西野重正

総務課長
兼自治振興室長 小幡岳久

企画財政課長 秋吉徹成

税務課長 大塚章雄

福祉保健課長 松山照夫

住民課長 中尾拓

建設課長 合原正則

農林課長 佐藤左俊

農林課参事兼
農業委員会
事務局長

小川敬文

商工観光課長 河島広太郎

水道課長 麻生長三郎

会計課長 日隈駿一

人権・同和対策
室長兼隣保館長

大蔵喜久男

学校教育課長 坪井万里

社会教育課長
兼中央公民館長

芝原哲夫

社会教育課参事 宿利博実

わらべの館館長 酒井恵一郎

行政係長 村木賢二

午前10時00分開議

○副議長（後藤 勲君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されておりますのでご協力をお願いいたします。

ただ今の出席議員は18名であります。

会議の定足数に達しております。これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑

○副議長（後藤 勲君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長日隈久美男君。

○総務委員長（日隈久美男君） おはようございます。

総務常任委員会報告をいたします。

平成18年第4回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案12件について12月15日に審査した結果を報告します。

1 議案第126号 玖珠町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について

本案は、古後地区に携帯用鉄塔施設を設置するため条例を制定するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第127号 玖珠町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について

本案は、古後地区に携帯用の鉄塔施設建設にあたり、携帯業者から事業分担金を徴収するための条例を定めるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第128号 玖珠町基金条例の一部改正について

本案は、古後地区の携帯用の鉄塔施設建設にあたり、携帯業者から使用料相当分として、事業費の30分の1が一括納入されることから、以後の維持管理費として基金積立を行うものであります。

また、玖珠町有機センターの稼動に伴い、施設を管理運営する組合から納入された使用料を同施設の維持管理費として基金積立を行うものであります。

携帯用鉄塔施設建設の維持管理費と有機センターの使用料の違いについて質問があり、鉄塔建設は一度に一括して基金積立を行い、有機センターは毎年積み立てていくとの説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第131号 日田玖珠広域行政事務組合の解散について

本案は、平成19年3月31日をもって、日田玖珠広域行政事務組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するため地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第132号 日田玖珠広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について

本案は、日田玖珠広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

旧清掃センターの解体費用についてどうなっているのかの質問に対し、施設の建設費用負担は両町がし

ている関係で、解体についても両町が負担するようになっている旨の説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第133号 高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務の委託の廃止について

本案は、日田玖珠広域行政事務組合の解散に伴い、地方自治法第252条の14第2項の規定により事務の委託を廃止することについて関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

高速自動車道の定義について質問がありましたが、日田玖珠広域条例の中で表示されており、名称変更の際、条例を改正しなかったためとの説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第134号 玖珠九重行政事務組合の設置について

本案は、平成19年3月31日をもって、日田玖珠広域行政事務組合の解散に伴い、これまで日田玖珠広域行政事務組合の解散に伴い、これまで日田玖珠広域行政事務組合において共同処理を行っていた事務のうち玖珠郡に係る事務を関係町で共同処理するための事務組合を設置する条例であります。

清掃センターの負担割のうち均等割の負担割合が低すぎるのではないかとの意見が出ました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第135号 日田玖珠広域消防組合の設置について

本案は、平成19年3月31日の日田玖珠広域行政事務組合の解散に伴い、平成19年4月1日より日田玖珠広域消防組合を設置することについて、関係地方公共団体と協議するため地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第136号 高速自動車国道に関する救急業務に係る支弁金取扱業務事務の委託について

本案は、平成19年4月1日から日田玖珠広域消防組合の高速自動車国道に関する救急業務に係る支弁金取扱事務を受託することについて、関係地方公共団体と協議するため地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第141号 旧慣使用林野の一部廃止について

本案は、旧慣使用の土地の一部を県道川上玖珠線道路改良事業の用地として大分県に買収されるため、当該土地の旧慣使用権を消滅するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 議案第142号 平成18年度古後地区携帯用鉄塔整備事業通信設備機器購入契約の締結について

本案は、平成18年度古後地区携帯用鉄塔整備事業通信設備機器購入に係る契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第143号 平成18年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,968万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ75億877万5,000円とするものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案12件について、審査結果の報告を終わります。

○副議長（後藤 勲君） 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長藤本勝美君。

○産業建設委員長（藤本勝美君） おはようございます。

産業建設常任委員会報告

平成18年第4回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案3件について、12月14日、執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第140号 町道路線の認定（古後平原線）について

本案は、県道玖珠山国線のバイパス工事により旧道移管の条件が整ったことにより、町道として維持管理するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第145号 平成18年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万3,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ4,550万9,000円とするものであります。

審査の結果、特に反対意見もなく、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第147号 平成18年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）について

審査の結果、特に反対意見もなく、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程で、水道給水区域のエリア拡大、将来の水の販売についての意見などが出され、議論をいたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案3件について、審査結果の報告を終わります。

○副議長（後藤 勲君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長藤野修二君。

○文教民生委員長（藤野修二君） おはようございます。

まず報告の前に、申し訳なくと思いますが、ちょっと文書の訂正を2箇所ほどお願いいたします。

まず、3ページ目の下の方、8番、請願第2号についての分でございますが、「担当課長並びに教育長」と書いてありますので、教育長の方を先に、担当課長の方を後に入れ替えていただきたい。それから、同じ内容ですが、4ページ目、陳情第6号の9番目のやつですね、同じく「担当課長と教育長」これをひっくりかえて、教育長を先に書いていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、文教民生委員会の報告をいたします。

平成18年第4回玖珠町議会定例会において、文教民生委員会に審査の付託を受けました議案7件、請願1件、陳情1件について、12月14日、全委員で出席のもと審査した結果を報告します。

1 議案第129号 玖珠町手数料条例の一部改正について

本案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第130号 玖珠町住民基本台帳法施行条例の廃止について

本案は、住民基本台帳法が整備されたことに伴い、当該法と重複するため、廃止をするものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第137号 玖珠郡老人養護組合の解散について

4 議案第138号 玖珠郡老人養護組合の解散に伴う財産処分について

議案第137号は玖珠郡老人養護組合の解散についての手続きです。

玖珠郡老人養護組合（通称＝亀鶴苑）は、昭和44年に開園し今日まできたが、その経営状態や入居者の状態から民間移譲に昨年より取り組んでおり、この度、社会福祉法人玖珠会に移譲することを決定したので、組合を解散し、九重、玖珠の両町で協議し、円滑な移譲を行うためのものです。

議案第138号は玖珠郡老人養護組合の解散に伴い、その所有する財産を社会福祉法人玖珠会に無償譲渡することについて、九重町と協議を行うためのものです。

両議案は関連するものであり、一括して審査しました。

審査の中での意見や質問の主なもの、また、それに対する担当課長の答弁は以下のとおりです。

質問1 積立金額はいくらか、また、それはどうなるのか。

担当課長 施設整備費として積み立てた分が、平成17年度末現在で9,700万円ありますが、それは退職金の一部として、また、譲渡の際の施設修繕費として使われます。

質問2 官から民へ移行した場合、サービスの低下が考えられないか。

担当課長 県の福祉監査が定期的に入りますし、玖珠園の介護サービスのノウハウがそのまま横すべりでいきますので、サービスはむしろ向上すると考えています。

質問3 3年後の建て替えの時点で助成を求められることはないか。

担当課長 その可能性は否定し切れません。また、福祉法によっては助成が可能です。

質問4 町の赤字補填は年間2,000万円だったということだが、これまで補填した総額はいくらか。

担当課長 平成2年に1,350万円を補填し、その後だんだん増加しトータルでは約3億6,000万円ほどになります。九重町も同額の補填がされ、合わせて7億2,000万円の補填ということになります。

議案第137号並びに議案第138号の両議案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第139号 大分県後期高齢者医療広域連合の設置について

本案は、高齢化に伴う医療費の増等により、現在の小規模市町村では老人保健の運営主体となることが難しくなったことにより、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、新たな高齢者医療制度の創設（広域連合）を設置するものです。

本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第144号 平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,548万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億2,334万6,000円とするものです。

審査の中での意見や質問の主なもの、また、それに対する担当課長の答弁は以下のとおりです。

質問1 現在、医療費の伸びの推移はどの程度か。

担当課長 この5ヶ月間で1.12ですが、特に退職分の伸びが高く8.59です。

質問2 町の保険税の収納率が一定以下に下がると、国の特別交付金が来なくなると聞いていますが、玖珠町はその恩恵は受けられていますか。

担当課長 調整交付金はこれまでは問題ないが、今後厳しくなると予想されます。

質問3 収納率向上の努力はされているのか。

担当課長 現年は担当も頑張って徴収し、90%以上の徴収率となっていますが、過年度分についてはできなかつた面もあります。

さらに意見として、少子高齢化の一層の進行による国保制度そのものの崩壊が危惧され、国段階での制度変えの必要性、また、町段階での税の徴収の委託の組織化、また、税の徴収に関するエキスパートの育成の必要性が指摘されましたが、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第146号 平成18年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

（保険事業歳入歳出予算の補正）

担当課長の説明では、今回は金額の補正ではなく組み替えであり、プラスマイナスゼロとなっておりゼロとなっており、組み替えの内容の主なものは、施設介護サービス給付費から介護サービス給付費並びに居宅介護サービス給付費への組み替えであり、今の時期での大きい額の組み替えですが、現在、第3期の介護保険事業の組み立てを行っており、3月段階において政府からの報酬単価が定まっていなかったことや、計画値と実施予算の誤差によるということでありました。

(介護サービス事業歳入歳出予算の補正)

本補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ582万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ615万6,000円とするものです。

担当課長の説明では、今年から始まった介護予防で、要支援1、2のランクの人たちのケアプラン料が当初の見込みより減ったことによるということでありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 請願第2号 玖珠町立幼稚園再編計画「反対」に関する請願書

本請願の審査にあたって出された意見や質問、また、それに対する教育長並びに担当課長の答弁は以下のとおりです。

質問1 30人を適正規模とし、2年間連続して15人の過半数に満たない場合、廃園にするというのほどういう基準、根拠か。

担当課長 現在、国段階では、小学校の設置基準の中でクラス編成の適正規模数を40人としていますが、大分県では平成16年から1年生に限って30人学級としており、18年度からは2年生についても30人学級を導入しています。

玖珠町では塚脇小学校が該当しており、県下では57学級で、そのほとんどが中心部、玖珠町でも周辺部が少ないということが参考になってはいますが、30人のその過半数15人ということの法的根拠は特にはないです。

質問2 幼稚園と小学校の併設は考えていないか、また、北山田の場合、小田地区を北山田に入れるとか、地域の自助努力、また、一方では2年間を3年ないし4年にするとかの双方の歩みよりはないのか。

教育長 確かに異年齢の交流も教育的意味はありますが、教育の基本は同年齢学級を基準に教育活動をしていくというものであり、本町の幼稚園教育は小学校就学前の1年のみであり、現在併設の考えはありません。地域の組み入れについては、説明会ではそういった意見も出ましたので、父母からそういった動き、要請があれば教育委員会としては検討しますが、園児数の増加の見通しが全く立っていませんので、2年の基準を変更することにはなりません。

意見 同年齢学級に固執し、縦系列の交流で教育が考えられないのは硬直した考えではないか。就学前1年も、2年3年に変えられないことではない。佐伯市でも今年3月から小中併設で発足している。そういう努力がないと地域は残らない。

9 陳情第6号 八幡幼稚園を存続する陳情

請願、陳情は内容が関連しており、請願第2号の審査に引き続き陳情第6号も審査しました。質問や意見、それに対する教育長並びに担当課長の答弁は以下のとおりです。

質問1 この陳情が出たのは11月13日であり、八幡の場合、来年度から募集をしないということを明言しており、既定方針と考えているのか。

担当課長 7月の臨時教育委員会で再編計画をし、その後説明会を行い、理解を求めてきました。八幡

はその基準に該当するというので、本年度の募集を停止しています。

質問2 来年の園児が少ないということは、既に5、6年前から解かっていたはずで、それを放置してきたのは行政にも責任の一端があるのではないか。それを来年から廃園にするというのは、地域としては納得しがたい。もう少しやさしい手を差し伸べることはできないか。

質問3 陳情者や関係者と何回ぐらい話し合いを持ったのか。

教育長 八幡地区では説明会を2回行っており、太田の本村の自治委員さんに説明にあがりました。後は陳情のときにお会いをして話をしています。北山田地区では2回の説明会を行いました。請願で来庁されたときに、助役と私がお会いし、話をしております。

質問4 説明会では地元から園児数を増やすなどの地域の浮揚策の提案はあったか。

教育長 地元の自助努力に関する意見はありました。更に遠距離での通園に対しては問題があり、バス代の補助ではなく他の方法は考えられないかとの意見もありましたが、多くの方は地域に子どもがいる限り、幼稚園はなくしてはならないというのがご意見でした。

質問5 過疎が全国的なものであり、当然そのなかでは地域の廃園、廃校が問題になっておりますが、これは小学校のある例ですが、休校にしてその間地域の自助努力で開校してるところもあります。したがって、八幡の場合も休園ということにはできないか。

教育長 これまで教育委員会としては、一定の基準を定めて再編を行うということで理解を求めてきており、説明会でも休園という意見は出ておりません。

質問6 地域の教育と地域社会の発展は切り離された別のものではない。したがって、廃園は地域の発展には大きな打撃となる。総合的な判断をすれば廃園という結論は出すべきではない。

教育長 県下他市町でもその多くが小中学校の統廃合に伴い幼稚園の統廃合を進めている。

意見1 自助努力は地域だけに求めるだけではなく、教育委員会も行うべきだ。ただ切り捨てるだけでは玖珠町はおしまいだ。

意見2 自分の孫は八幡ではないが、友達が少ないのは嫌だといっており、多い友達に囲まれて切磋琢磨の中で成長していくべきと考える。

意見3 多い園児であっても、実態はその殆どが付き合っているのは3、4人だ。したがって、切磋琢磨論は実態にそぐわない。

意見4 この問題は請願を含めもう少し検討すべきだ。したがって、継続審査とすべきだ。

意見5 継続となれば3月末の結論ということになり、4月初旬の入園に際して日数があまりにも少ない。この場で判断しなければ父兄に迷惑をかける。

以上、熱心な討議が行われ、継続審査との意見もありましたが、請願第2号、陳情第6号の両方とも賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で文教民生常任委員会に付託を受けました議案7件、請願1件、陳情1件について審査結果の報告を終わります。

○副議長（後藤 勲君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番片山君。

○16番（片山博雅君） 玖珠郡老人組合の解散に伴いまして、3ページに3年後の建て替えというのが出ておるんですが、この建て替えの時点で助成を求められることはないかという質問に対して、その可能性は否定できないということが出ております。3年後の建て替えで建設費はいくらになるのかお聞きします。

出たんですか、そういう意見が。

○副議長（後藤 勲君） 委員長。

○文教民生委員長（藤野修二君） その額がいくらになるかという質問はされておられません。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

11番佐藤君。

○11番（佐藤健次郎君） 11番佐藤です。

幼稚園再編の計画の中で、ずっと終わりの方の教育長の答弁です、八幡地区説明会で2回行っておる、太田の本村の自治委員さんに説明しておるんですが、ほかの地区の自治委員さんには説明したか、せんか、どういう意見が出たかお聞きします。

○副議長（後藤 勲君） 藤野委員長。

○文教民生委員長（藤野修二君） 教育長から、委員からですね、説明会はどのくらいやってるのかという質問に対して、教育長からの答弁でございましたけれども、八幡地区で説明会を2回やったということと、太田本村の自治委員さんから説明を求められたので、そこに出向いて説明を行ったということです。それと陳情に来たときにお会いしてお話をしたと。それ以外はお話をしておりませんというお答えでした。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

15番安達君。

○15番（安達宏彦君） 2点ほどお聞きしたいと思います。

請願と陳情であります。幼稚園再編問題で、県下でも小学校、中学校の統合がされております。我が玖珠町も、各地区に保育園が経営をされておるわけなんです。民間委託なりをしながら、今現在、既に幼稚園に行かずに保育園延長をしておる子どもも何人かおるとお聞きをしております。そういう中で、幼保一貫の保育はできなかったのか、そういうご意見がなかったか、1点お聞きします。

それから、この問題については、なかなか我々も初めて教育委員会から、今議会になってこういうことをお聞きしております。判断をする時間がもうちょっとあったらよかったんじゃないかなというような継続のご意見もありましたが、継続してない。もうちょっとやっぱし説明を議会にもきちっとした説明を聞いて、説明をしないかというようなご意見はなかったかお聞きします。

○副議長（後藤 勲君） 藤野委員長。

○文教民生委員長（藤野修二君） まず、幼保のお話でございますが、それに関してはですね、むしろ小学

校との併設という方向にご意見が多うございまして、幼保そのものについては委員会での意見はございませんでした。

それから、時間という問題に関しましては、この今報告書の中にも述べられておりますが、委員の方から、もっと早くですね、こういった園児数が少なくなることは分かっているんで、早く教育委員会としては問題を出すべきであったということでございますし、当然こういった大変な問題に関してですね、今議会だけで議論するのはいささか時間が足りないと、十分な論議をしたいという委員のご意見は確かにございました。しかしながら、こちらにも書いてございますけれども、来年4月の入園に際しまして、3月の委員会まで延ばすということは、それまで子どもの行き先が決まらないということになれば、そういったことはいいのかというご意見もございましたし、したがって、この問題を継続にすべきだという意見の中で決まりましたけれども、賛成多数でその継続についてのご意見は採択されませんで、最終的にこの陳情、請願に対する賛成多数ということで決着を見た次第でございます。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

15番安達君。

○15番（安達宏彦君） 幼保一貫というご意見が、幼小一貫というようなご意見が出たとお聞きをしましたが、これは教育とですね、やっぱり幼稚園の園児、この人もやっぱり通学、通園とかいろんな面で、また教育そのものが違うんじゃないかなと思うわけなんです。保育園と幼稚園は同じ考えであって、また、幼稚園の方々は早く園が終わる、また、保育園は時間延長、そういうようなことで、地域に保育園が運営されておりますので、何とかそういうような話ができなかったかなというような気がしてなりません。

委員長に対してこれ以上のことを言うことはできませんが、執行部は是非ですね、そういうことも考えながら是非そういう運営をして欲しいなというような思いがあります。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

4番高田君。

○4番（高田修治君） 同じく請願、陳情についてのお尋ねをさせていただきます。

先の開会日の町長の諸般の報告の中に、いよいよ行政改革の本格的な取り組みが始まるということで、当然公立幼稚園の問題や民間委託の問題とかそういうことも出てくるんじゃないかということが感じました。そして、その中ではっきりと、町長は、再編についてはやむを得ない、やっていくという報告がなされたところであります。そういう視点に立ってですね、これからいろんな問題が出てくると思うんですが、そういう我々行革推進については賛成しておりますので、その辺の兼ね合いといいますか、視点に立った討議がこの中でなされたかどうかを1点だけお尋ねしたいと思います。

それから、2点目はですね、一般質問である議員さんの質問の中に、教育長が、あまりにも事務手続きとして拙速、急ぎ過ぎないかという質問に対しまして、教育長さんは、まだ時間はありますという答弁をなされました。その中身が私ちょっとよく判断できませんでしたが、その説明があったかどうかということと。

それから、その中でいろんな問題が、ここで本当に長時間いろんな角度から討議されておりますが、教育委員会として説明会を持ってきておりますが、我々は全部出たわけではありませんし、中身がよく分かりませんでした。特に反対をされている理由としては、請願の中にありますが、教育委員会として、その対応について協議をその後した中身があったのかどうか。その中身の検討とですね、玖珠町教育委員会が玖珠町就学前教育審議会の答申をいただいて、この結論は出してきたということは聞いておりますけれども、自分の意見が言い表わせないので、なかなか意思が通じませんかと思いますが、どういうことでこのその後の取扱いの説明があったかどうか、教育長からですね。そういうことを2点目。

それから、3点目は、先程安達議員からもございましたが、継続審査という意見もあったということでもあります。これは審議時間が足りないというご意見だったとお聞きしております。私は一番最初の質問、それから2番目の質問に関連すると、当然、私も自身も、そういう継続ぐらいになるんじゃないかなというような気持ちでございましたけれども、特にその継続の中身としてこの不採択という意見は全くなかったのかということをお尋ねいたしたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 藤野委員長。

○文教民生委員長（藤野修二君） まず、1点目の、行政改革の流れの中で再編計画が出されてきておるといふような内容についての、そういった視点に立っての協議があったかということでございますが、委員会ではですね、それそのものはございませんでした。ただ、この幼稚園問題を含め、小学校、中学校、教育問題に関しては、地域と大変密着性が強いと、そういった意味では、今、公民館を中心としたコミュニティ作りとか、それから玖珠町の農業、いろんな分野と幼稚園問題は関連性があるんだと。だから地域全体の発展を考えると、この幼稚園をなくしていくということは大変な問題が大き過ぎるといふ、そういう逆、下からの発想の論議はございました。

それからですね、教育長答弁で時間はあるというふうなお話であったがということではございましたが、私も今、高田議員の指摘を受けまして、これは前回のときに私も聞き漏らしておりましたが、委員会ではその論議はされておられません。時間はまだたっぷりあります。そういうことの意味がどういう意味であったかということについての教育長のお話はありませんでした。

それから、説明会後の教育委員会がそれを受けて当然それを受けてどうするかということは検討はされたと思はするんですけども、具体的な報告は委員会ではされませんでした。

それから、3点目の継続審査ということは、1人ではなかったわけですけど、委員会ではですね、その主張する主な点は、やはり大変重要な問題なので、時間をかけなければこの場だけでやっぱり結論は出せないというご意見が主だったというふうに理解しております。

○副議長（後藤 勲君） ほかに、17番繁田君。

○17番（繁田弘司君） 議員として大変厳しい判断を迫られています。委員長質問に対して、私見を混じえるというのは、本来なら許されないことではございますが、今回のこの請願と陳情をめぐって、教育委員会としては、従来決められていたように、行革の中の一環として粛々と進めていきたい。一方、地元として

はですね、自分の孫がバスに乗って幼稚園児がですね、遠く離れた幼稚園に通うというのは、これはもうしのびがたい。両者の声が議員としては大変よく分かるわけであります。

文教として、この請願の持つ意味をですね、このような重要な案件に対して、例えば合同審査を行うというふうなね、意見が全く出なかったのか。更には、執行部とこの地元の仲介役としての話し合いを持つというふうな意見がなかったのか、この2点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○副議長（後藤 勲君） 藤野委員長。

○文教民生委員長（藤野修二君） 合同審査ということの意味が分かりませんが、どこも合同審査するのかという意味が分かりませんが、その意見はまず出なかったと、まず申し上げておきます。

それから、仲介役になるというそういうご意見もございませんでした。

○副議長（後藤 勲君） 17番繁田君。

○17番（繁田弘司君） もう藤野さんも長い間議員をやられて、合同審査の意味が分からないというので、説明をしておきたいと思いますが、自分たちの委員会に付託された案件に対して、この案件は極めて全員に対する重要な意味合いを持つというときにですね、例えば総務と一緒に、2つの委員会にまたがってこの案件だけについて一緒に審査をすとかいうふうな意味合いのものでありますから、そこら辺は皆さんご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） ほかに、16番片山君。

○16番（片山博雅君） 2つ質問します。

玖珠園の3年後の建て替えですね、移譲された後の。この件につきまして、確か建て替え経費は5、6億かかるんじゃないかと思っております。そういう中で、先程、委員長報告については質疑がなかったということですが、建て替えについて、今の現在地を建て替えにするのか、新たに新しい地域に持っていくのか。特に、現在地はくぼ地等があつて、陽も当たらないような状況であり、また、病院とかいろいろなところから離れておる。こういう地点を、議会の全員協議会でもちょっと話が出たんですが、新しい任地、新建設任地に持っていくことによって、そういう方向も解消されるし、入園者もまた新しい気分になるんじゃないかと意見がありました。これについての話はなかったかお聞きします。

○副議長（後藤 勲君） 藤野委員長。

○文教民生委員長（藤野修二君） ございました。しかしながらですね、公募の際に、条件として、現地での建て替えということで公募し、それに玖珠会が応募され、審査の結果、玖珠会に決まったということでございますから、他の地域に移すという話は、それはもう大変難しいと、基本的にできないということでございました。ただ、委員の意見の中では、やはりその建てたときの情勢と今の社会情勢変わっております。あの当時は、まあ多少不便なところでもそんなに問題なかったし、また、あそこには温泉が出ておるのでということでございますけれども、現在では、どこでも新規に建てる場合は、町の中に、賑やかなところに、そして便利の良いところに、そういったところに建てられておるので、そういった余地を残し

てほしいというお話もありましたけれども、現段階ではそれはちょっと難しいと。長い流れの中で、例えば10年20年経っていけば、またそういう情勢が変わったときにそういった話が出れば、また可能性が出てくるとも限らないという松山課長のお話でした。

○副議長（後藤 勲君） 16番片山君。

○16番（片山博雅君） 委員長報告の通り、先にできたところから、多様な変化ということでどんどん状況が変わってくるということなんです、やはりこの審査するときにですね、3年後どうなるかというのは、もう10年一昔というのが1年一昔みたいな話になってくる中で、やはりこの多様な変革ということを考えてやってもらいたいと思っておったところであります。

次に、幼稚園の再編に対する件について質問させていただきます。

30人適正規模ということで、2年連続して15人に満たない場合は廃園するという基準の根拠は何かということに対して、これは小中学校等の設置基準、小学校の設置基準ということになってるようですが、この件で幼稚園だけではなく、小中学校についてこのような話し合いはなかったかお聞きします。

○副議長（後藤 勲君） 藤野委員長。

○文教民生委員長（藤野修二君） ございません。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で各委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○副議長（後藤 勲君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第126号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 議案第127号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 議案第128号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

- 副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 議案第129号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 議案第130号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 議案第131号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 議案第132号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 議案第133号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 議案第134号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 議案第135号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 議案第136号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 議案第137号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 議案第138号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 議案第139号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 議案第140号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 議案第141号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 議案第142号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 議案第143号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 議案第144号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長 (後藤 勲君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○副議長（後藤 勲君） 議案第145号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 議案第146号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 議案第147号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 以上で討論を終わります。

日程第3 採決

○副議長（後藤 勲君） 日程第3、これより採決を行います。

議案第126号及び議案第127号の2議案は、条例の制定についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第126号及び議案第127号の2議案については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第126号及び議案第127号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第128号及び議案第129号の2議案は条例の一部改正についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第128号及び議案第129号の2議案については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(後藤 勲君) 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第128号及び議案第129号の2議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第130号は条例の廃止についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(後藤 勲君) 異議なしと認めます。

議案第130号については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(後藤 勲君) 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第130号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第131号は、組合の解散についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(後藤 勲君) 異議なしと認めます。

議案第131号については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(後藤 勲君) 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第131号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第132号は、組合の解散に伴う財産処分についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(後藤 勲君) 異議なしと認めます。

議案第132号については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(後藤 勲君) 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第132号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第133号は、事務の委託の廃止についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第133号については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第133号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第134号及び議案第135号の2議案は、組合の設置についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第134号及び議案第135号の2議案については、委員長報告は、いずれも原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第134号及び議案第135号の2議案は、可決することに決しました。

○副議長（後藤 勲君） 次に、議案第136号は、事務の委託についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第136号については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第136号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第137号は、組合の解散についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第137号については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第137号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第138号は、組合の解散に伴う財産処分についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第138号については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第138号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第139号は、広域連合の設置についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第139号については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第139号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第140号は、町道路線の認定についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第140号については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第140号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第141号は、林野の一部廃止についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第141号については、委員長報告は原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第141号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第142号は、契約の締結についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第142号については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第142号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第143号は、平成18年度玖珠町一般会計補正予算についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第143号については、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第143号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第144号から議案第147号までの4議案は、平成18年度玖珠町特別会計補正予算並びに水道事業会計の補正予算についてであります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

議案第144号から議案第147号までの4議案は、委員長報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、議案第144号から議案第147号までの4議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました請願1件、陳情1件について、採決を行います。

請願第2号 玖珠町立幼稚園再編計画「反対」に関する請願書について、採決します。

請願第2号についての委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○副議長（後藤 勲君） 起立多数です。

着席ください。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第6号 八幡幼稚園を存続する陳情について、採決を行います。

陳情第6号についての委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○副議長(後藤 勲君) 起立多数です。

着席ください。

よって、陳情第6号は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第4 玖珠町農業委員会委員の議会推薦について

○副議長(後藤 勲君) 日程第4、玖珠町農業委員会委員の議会推薦について。

平成19年1月31日をもって、玖珠町農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦にかかる農業委員4名の推薦を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(後藤 勲君) 異議なしと認めます。

つきましては、これより議会推薦の農業委員は、各地区選挙区より1名ずつの4名を推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(後藤 勲君) 異議なしと認めます。

よって、各地区選挙区より1名ずつ4名を推薦することといたします。

ここで、各地区選挙区より選出されました委員の案の一覧表を配付いたします。暫くお待ちください。

選出された委員の案を事務局長に朗読させます。高倉事務局長。

○事務局長(高倉益雄君) 各地区選挙区より選出されました農業委員(案)を名簿順に発表いたします。

森地区選挙区

住 所 玖珠町大字森4712番地

氏 名 見良津富美子

生年月日 昭和9年1月25日

玖珠地区選挙区

住 所 玖珠町大字大隈1212番地の1

氏 名 飯田清子

生年月日 昭和25年9月9日

北山田地区選挙区

住 所 玖珠町大字戸畑2651番地

氏 名 石井敏恵

生年月日 昭和28年6月27日

八幡地区選挙区

住 所 玖珠町大字太田2643番地

氏 名 衛藤豊佳

生年月日 昭和22年9月13日

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） これより採決を行います。

最初に、森地区選挙区、見良津富美子さんを玖珠町農業委員会委員に議会推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、見良津富美子さんを推薦することに決定しました。

次に、玖珠地区選挙区、飯田清子さんを議会推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、飯田清子さんを推薦することに決定しました。

次に、北山田地区選挙区、石井敏恵さんを議会推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、石井敏恵さんを推薦することに決定しました。

次に、八幡地区選挙区、衛藤豊佳さんを議会推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○副議長（後藤 勲君） 起立全員です。

着席ください。

よって、衛藤豊佳さんを推薦することに決定しました。

以上、4名を玖珠町農業委員会委員に議会推薦することに決定しました。

日程第5 議員派遣について

○副議長（後藤 勲君） 日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

今定例会より3月定例会まで、別紙議員派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第6 委員会の継続審査の付託について

○副議長（後藤 勲君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の付託についておはかりいたします。

議会運営委員長より、次の議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しています申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

ここで町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

小林町長。

○町 長（小林公明君） 平成18年第4回の玖珠町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る12月5日から本日までの15日間の会期でありましたけれども、議員の皆様方には、年末公私とも何かとお忙しい中をご出席をいただきまして、ご提案申し上げましたそれぞれの議案につきまして、慎重かつ熱心にご審議を賜り誠にありがとうございました。執行部が提案いたしました22議案につきましては、慎重なるご審議を賜り、いずれの案件もご承認をいただきまして、本当にありがとうございました。

本会議をはじめ、各常任委員会や議会全員協議会などにおきます審議や審査、協議の過程におきましては、本町が直面する様々な課題につきまして、熱心なご議論と多くのご意見を賜ったところでございます。これらの意見につきましては、これを真摯に受け止めまして、これから取り組みます新年度の予算編成など十分に反映させますとともに、玖珠町行財政改革5ヵ年計画に基づく各種改革プランの推進につきましては、町民の皆様をはじめ関係機関や団体に対しまして、引き続き十分なお説明を申し上げ、協働のまちづくりにご参加を賜りたいというふうと考えているところであります。

さて、18年を振り返ってみますと、まず1月9日に玖珠町成人式を開催したところであります。町内の

新成人169名の成人が参加いたしまして、町民とともにお祝いをできたことを大変嬉しく思ってる次第でございます。

また、3月1日には「町民の日」、町政の発展に貢献のありました3氏、2団体の方々を表彰申し上げ、厳粛に挙行いたしましたところであります。

4月1日、町民と行政との協働による地域づくりを目指しまして、地域コミュニティの活動の拠点とすべく、それまで各地区公民館として社会教育施設であったものを、各種利用に制限のない行政財産としての自治会館へと、名称を変更いたしましたところであります。今後においては、平成19年4月1日からの自治会館の指定管理に基づきます地域コミュニティ運営協議会との協議や、今後の活動に向けて、新たに販路の創設等につきまして、十分なご支援を申し上げたいというふうに思っているところであります。

次に、6月24日でありますけれども、平成20年9月に開催されます大分国体の、少年少女・男女のホッケー会場となりますメルヘンの森スポーツ公園が完成し、記念式典を挙行することができました。このことは、第63回大分国体少年男子・女子のホッケー競技の開催に向けて準備のための大きな一歩を踏み出したものというふうに考えております。

このほかでございますけれども、子どもからお年寄りまでが、スポーツ技術の向上や健康づくり、家庭で楽しく余暇を過ごせるレクリエーションの場として、かねてから整備をしております総合運動公園、これにつきましては、7月に防衛施設局長から民生安定事業の補助決定がされ、また、11月には国土交通大臣から、都市公園等統合補助計画についての認定がなされたところであります。

厳しい地方財政の中で、行財政改革を推進する中におきましても、町民に身近な生活環境整備をはじめ、社会資本の整備をすることは、地方自治体、基礎自治体としての務めであるというふうに思っております。これから先も社会資本の整備には努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、18年度中の本町におきます主な工事を振り返りましたけれども、今朝の新聞紙上等にもありますように、明日内示予定の19年度政府予算をはじめ、地方行財政を取り巻く内外の情勢は極めて厳しいものがあり、行財政改革なくして明日の玖珠町はないというふうに思っているところでございます。玖珠町行財政改革5ヶ年計画のサブタイトルであります「経費節減・夢実現」に向かって、手を緩めることなく、引き続き努力してまいりたいというふうに考えておりますので、事情ご賢察の上、議員各位のご協力をお願い申し上げますところであります。

ここで、本定例会の開会日、諸般の報告にてご報告申し上げました、日出生台演習場での在沖繩米軍実弾砲撃訓練についてであります。既にメディア等で報道されておりますが、12月15日の午前、福岡防衛施設局より、来年2月に予定されておりました日出生台演習場における在沖繩海兵隊の実弾射撃訓練が米海兵隊の運用の都合により中止となった旨の通知を受けたところでございます。直ちに、当議会及び地域の自治委員さんに報告通知を申し上げたところであります。突然の通知でありまして、現在のところ、中止となった理由は米海兵隊の部隊運用の都合ということでもありますけれども、この演習の中止によりまして、日出生台演習場周辺住民皆さんの当面の不安は解消したものというふうに思っているところであります。

さて、今年の世相を象徴する漢字、先の一般質問の中におきましても片山議員さんから出しましたけれども、「命」という字に決まったようであります。様々なことが起こっておりますけれども、玖珠町においても来年は一人ひとりが、町民お一人おひとりが、命とその大切さをしっかり認識し、平和で穏やかな年になればと思っているところでございます。

今年も残すところあと僅かとなりましたけれども、議員の皆様方には、新たな年におかれましても、更なる町政進展と町民福祉の向上のために、一層のご活躍をくださいますよう心からお願い申し上げます。

最後に、新しい年が希望に満ちたチャレンジの年になれますよう、心からご祈念申し上げ、お礼のあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○副議長（後藤 勲君） 継続審査の付託について、付託漏れがありましたので、これを追加いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

基地対策特別委員会委員長より、次の議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります付託案のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決しました。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る12月5日開会以来、本日まで15日間にわたり、議員各位はもとより執行部におきましても、終始極めて真剣なご審議をいただけてきました。住みよいまちづくりにかける真摯で熱心な対応でなかったかと思えます。

本年を振り返りますと、いじめによる児童生徒の自殺、親が子を虐待、また、子が親を殺めるなど、悲惨な事件事故が多く、今年の漢字に「命」が選ばれましたことも、うなづけるところであります。そんなくらいニュースの中にあつて、天皇家悠仁様男子誕生は国民総意の慶事であったと思うものであり、ご健康で健やかなご成長を祈念してやみません。

さて、本年も残り少なくなってまいりました。皆様方には年の瀬を迎え何かとご多忙のこととは存じますが、来る年が議員各位、町執行部、そして町民の皆様が輝かしい希望の持てる新年でありますようご祈念を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

これをもちまして、平成18年第4回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年12月19日

玖珠町議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員